

第2回 兵庫県規制改革推進会議 次第

日 時 令和7年11月5日（水）9:30～11:30

場 所 兵庫県庁3号館6階 第1委員会室

1 開 会

2 報告事項

兵庫県規制改革推進会議設置要綱の改正（オブザーバーの選任）

3 議 題

（1）第1回会議で継続審議となった審議項目

- ・ 障害福祉サービス事業指定申請における面積要件の見直し
- ・ 障害福祉サービス事業指定申請における実務経験確認方法の見直し

（2）令和7年度の新たな審議項目

- ・ 県・市町の行政手続の簡素化等に関する事項（2件）
- ・ 国の法令等による規制に関する事項（2件）

4 閉 会

【配付資料】

資料1	兵庫県規制改革推進会議設置要綱（10月1日付改正）
資料2-1	障害福祉サービス事業指定申請における面積要件の見直し
資料2-2	障害福祉サービス事業指定申請における実務経験確認方法の見直し
資料3	令和7年度の新たな審議項目（個票）
参考資料1	関係法令等
参考資料2	令和7年度の提案項目一覧（令和7年11月5日時点）
参考資料3	議事録（令和7年度第1回兵庫県規制改革推進会議）

第2回兵庫県規制改革推進会議 出席者名簿

1 委員

氏名	所属・役職	出欠	代理者
岸 敏幸	兵庫県経営者協会専務理事	出席	
中後 和子	学校法人和弘学園理事長・明舞幼稚園長 公益財団法人兵庫県青少年本部評議員	出席	
中川 丈久	神戸大学大学院法学研究科教授	出席	
長谷川 尚吾	日本労働組合総連合会兵庫県連合会 事務局長	出席	
馬場 美智子	兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科 教授	出席	
三宅 康成	兵庫県立大学環境人間学部教授	出席	

(五十音順)

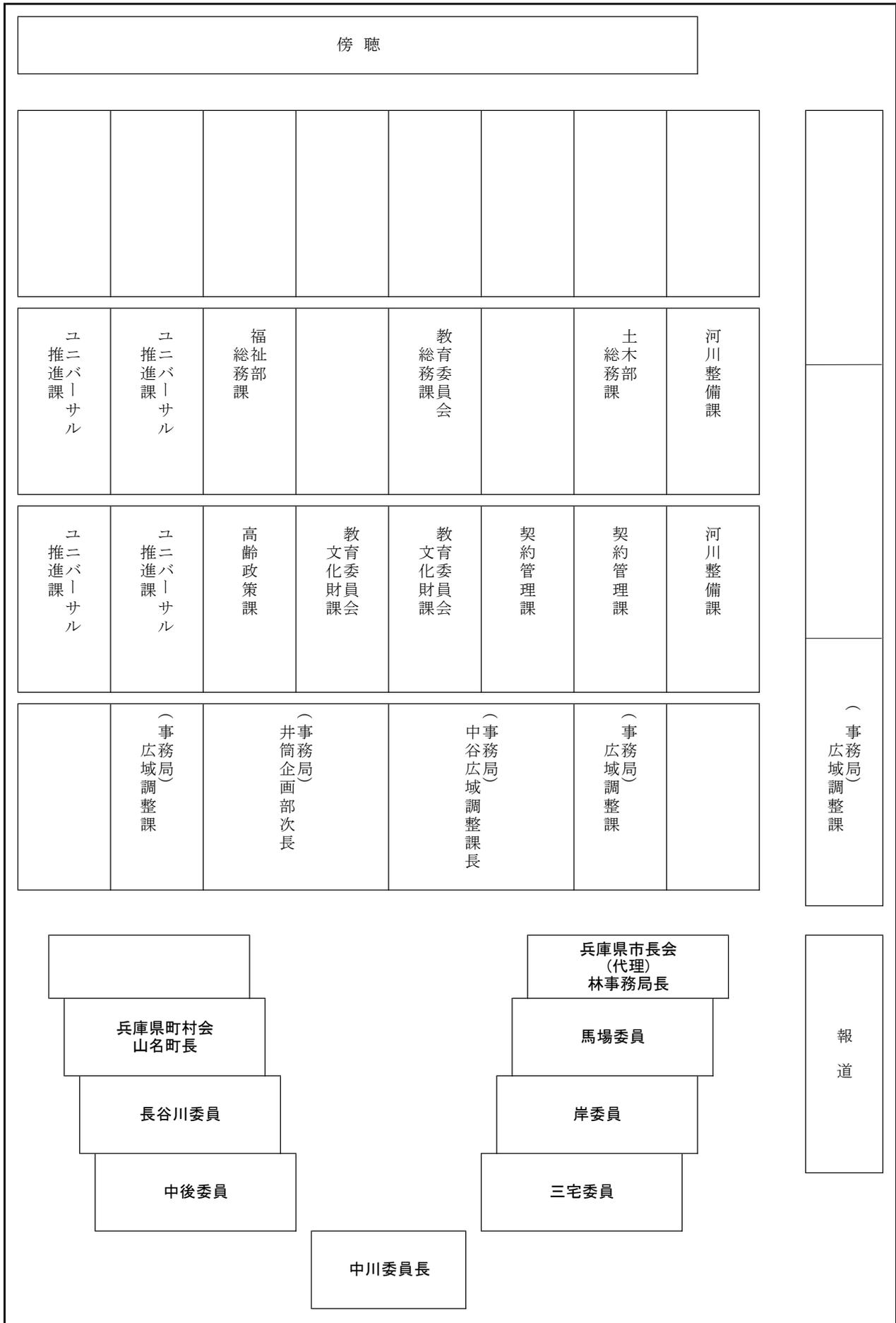
2 オブザーバー

氏名	所属・役職	出欠	代理者
酒井 隆明	兵庫県市長会会長	代理 出席	事務局長 林 千景
山名 宗悟	兵庫県町村会会長	出席	

第2回 兵庫県規制改革推進会議 配席図

日時: 令和7年11月5日(水)

場所: 3号館6階 第1委員会室



兵庫県規制改革推進会議設置要綱

(設置)

第1条 県及び市町が条例等で独自に設けている規制等が、社会構造や経済情勢の変化に対応できておらず、地域活性化の支障となっている事例を掘り起こし、当該規制等のあり方について有識者等による協議・検証を行うため、兵庫県規制改革推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 規制等のあり方に関すること。
- (2) その他規制改革の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

- 2 推進会議は、委員が必要と認める者をもって、懸案となった事案を検討するためワーキンググループを設置することができる。

(委員長)

第4条 委員長は、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(オブザーバー)

第5条 推進会議に、別表2に掲げるオブザーバーを置く。

- 2 オブザーバーは、推進会議の求めに応じて会議に出席し、意見を述べることができる。

(専門委員)

第6条 推進会議に、特別の事項を協議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験等を有する者その他委員長が必要と認める者を、推進会議に諮った上で、委員長が任命する。

(会議)

第7条 推進会議は、委員長が招集する。ただし、第1回の会議の招集については、企画部長が招集する。

- 2 委員は都合により会議を欠席する場合は、代理の者を出席させることができることとし、代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 3 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を推進会議に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

(謝金)

第8条 委員、第3条第2項に定めるワーキンググループメンバー、第6条及び第7条第3項に定める者が、推進会議及び推進会議に係る職務に従事したときは、別に定めるところにより謝金を支給する。

- 2 第7条第2項の規定に基づき代理人が推進会議及び推進会議に係る職務に従事したときは、代理人に対して委員本人と同額の謝金を支給する。

(旅費)

第9条 委員、オブザーバー、第3条第2項に定めるワーキンググループメンバー、第6条及び第7条第3項に定める者が、推進会議及び推進会議に係る職務のために旅行したときは、兵庫県職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により旅費を支給する。

- 2 第7条第2項の規定に基づき代理人が会議の職務を行うため、推進会議及び推進会議に係る職務のために旅行したときは、代理人に対して、旅費を支給する。

(事務局)

第10条 推進会議の事務局は、企画部広域調整課に置く。

- 2 推進会議の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年8月18日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和7年10月1日改正）

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

氏名	所属・役職
岸 敏幸	兵庫県経営者協会専務理事
中後 和子	学校法人和弘学園理事長・明舞幼稚園長 公益財団法人兵庫県青少年本部評議員
中川 丈久	神戸大学大学院法学研究科教授
長谷川 尚吾	日本労働組合総連合会兵庫県連合会事務局長
馬場 美智子	兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科教授
三宅 康成	兵庫県立大学環境人間学部教授

（五十音順）

別表2（第5条関係）

氏名	所属・役職
酒井 隆明	兵庫県市長会会長
山名 宗悟	兵庫県町村会会長

委員の謝金（第8条関係）

「兵庫県規制改革推進会議」は、幅広い専門的知見を有する有識者による提言を得るための会議であることから、委員の謝金については、「委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例」に定める審議会等の委員の報酬の額に準ずるのが妥当である。

よって、委員に対して支給する謝金の額は、下表のとおりとする。

委員の区分	謝金の額
委員長	日額 15,700円
委員 (第3条第2項に定めるワーキンググループメンバー、第6条及び第7条第3項に定める者を含む)	日額 12,600円

1. 訓練・作業室の面積要件にかかる国基準と県基準の関係

※ 以下において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律を「法」という。

区分	国	兵庫県
基準	<p>① 訓練又は作業に支障がない広さを有すること 明確な数値基準なし</p> <p>② 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること</p> <p>(法第43条/法に基づく「指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」第188条 (条例で参酌すべき基準))</p> <p>+ <厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知第12の2> 訓練・作業室等、面積や数の定めのない設備については、利用者の障害の特性や機能訓練又は生産活動の内容等に応じて適切な指定生活介護が提供されるよう、適当な広さ又は数の設備を確保しなければならないものとする。</p>	<p>① 利用者へのサービス提供に支障がない広さを確保</p> <p>※1人当たり3㎡を目安(介護保険法上の通所介護事業所の訓練室並)</p> <p><社会福祉施設等施設の基準等に関する条例 第10条第1項(抜粋)> 指定障害福祉サービスの事業の基準は、法に基づく「指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準に定める基準」をもって、その基準とする。</p> <p><参考：指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第95条第2項(介護保険法)第1号イ> 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3㎡に当該指定通所介護事業所の利用定員を乗じて得た面積以上とすること。</p>

日中活動の場としての機能が類似していることから同基準を目安としている
(他府県でも同様の運用例が多数)

2. 県・県内市町、大阪府・市の基準と例外の取扱い状況について

兵庫県	神戸市	尼崎市	西宮市	明石市	姫路市	大阪府
3㎡を目安 ※個別判断 (内規なし)	3㎡を目安 ※個別判断 (内規なし)	3㎡を目安 ※個別判断 (内規なし)	3㎡を目安 ※個別判断 (内規なし)	3.3㎡を目安 ※個別判断 (内規なし)	3㎡以上 ※例外なし	3㎡を目安 ※個別判断(内規なし) 大阪市も同様の取扱

【県内で3㎡以下で認めている事案】

区分	加古川市	三田市	伊丹市
面積	2.56㎡	2.90㎡	2.90㎡
作業内容	PCデータ入力作業、DMの紙折・宛名貼り作業	釣り具用品のシール貼り、袋入れ作業	内職作業 (プラスチック製品組み立て、100均一商品づくり)

※大阪府の状況：施設外就労やパソコン業務がメインの場合は、3㎡以下でも認めているケースあり

<現場(各健康福祉事務所)での指導内容の実態>

- 1人当たり3㎡を目安で、**3㎡未満の場合は個別の判断(ユニバーサル推進課と相談)であるが、3㎡を目安としていることが分かりにくいことから、3㎡以上必要との指導を行ったケースあり**

<対応方針(案)>

制度内容の明確化

- 指導内容の実態を踏まえ、窓口である**各健康福祉事務所に、面積要件は目安であることの再周知及び3㎡未満の事例等の共有**を検討
- **指定手続き関係資料の記載方法の見直し**(3㎡未満の場合は事前相談の旨を明記する等)を検討
- 県内の指定権者である**政令市・中核市に対して、県の取り扱い内容の共有**を検討

(1)-② 障害福祉サービス事業指定申請における面積要件の見直し

規制の状況

(根拠法令等：(国) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 ほか)

- 障害福祉サービス事業を行う者は、知事（政令市・中核市（以下「政令市等」）の場合は市長）の指定を受けなければならないと規定されており※1、就労継続支援B型事業※2等において、訓練・作業室を設置する場合、以下の指定基準が設けられている※3。
 - ・ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること
- 兵庫県及び政令市等では、介護保険法上の面積基準をもとに、訓練・作業室の広さは利用定員×3㎡（最低定員10名以上）を下限とするよう指導している※4。当該基準の適用にあたり、障害特性、支援内容、作業内容、地域性などは考慮されず、また農場など施設外就労の広さもこれに含まれず、純粋に訓練指導室の広さが求められる。
- 相談室やトイレなどの設備とあわせると、少なくとも50～80㎡の物件が必要となるが、障害者の特性上、昇降の問題もあり、2階建て等ではなく、平面での対応が望ましい。しかし、特に都心部では物件の確保が難しく、確保できたとしても賃料が事業として見合わないなどの課題もある（従たる事業所の設置を余儀なくされた事例もある）。

※1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条による。

※2 就労継続支援B型事業（非雇用型）：一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う事業（厚生労働省HPより）

※3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第188条による。
なお、同基準第1条により、当該基準は都道府県知事が条例を定めるにあたって参酌すべき基準とされている。

※4 障害福祉サービスの設備基準に関するQ & A（兵庫県）では、以下のとおり記載されている。

Q1：訓練・作業室の「訓練又は作業に支障がない広さ」とはどの程度か

A1：特に定められたものはないが、作業内容を鑑み、少なくとも届け出上の利用定員全員が同時に訓練・作業等が可能な広さが必要である。

※介護保険法上の通所介護事業所の食堂・訓練室：利用定員×3㎡

提案内容

(提案者：兵庫県行政書士会)

- 訓練・作業室の面積要件を審査する際は、単純に面積で見るのではなく、作業内容（例：内職中心、施設外就労中心）等を事業計画で確認し、本来の国基準に基づき審査いただきたい（事業計画は就労継続支援B型事業等においては予算確認も含めた要件書類であるので、申請書類の負担が増えるということはない）。
- 加えて、指導レベルで行われている本面積要件に係る指導をしないよう、県下政令市等へ県から通知いただきたい。

(1)-② 障害福祉サービス事業指定申請における面積要件の見直し

対応方針

(所管課：福祉部ユニバーサル推進課)

現行の制度運用を維持

【対応方針の内容】

- 訓練・作業室は作業内容を鑑み、少なくとも申請上の**利用定員全員が同時に訓練・作業等が可能な広さが必要**としており、具体的には**介護保険法上の通所介護事業所の食堂・訓練室の基準「利用定員×3㎡」を目安**としている。
- 公平な審査を行うためには、**一定の広さについて明確な数値基準を設けることが必要**と考えており、作業内容による審査の場合、**細かい作業毎の設置基準の設定や申請者による作業毎の必要面積の証明が必要になるなど、公正な審査業務への課題**や、作業内容に変更があった際に再度審査が必要となり、場合によっては認められず、**継続したサービスの提供に制限をかけてしまう恐れがあるなどの課題**もある。
- さらに**近隣府県の事例でも、兵庫県の制度と同様**としていることから**現時点で制度変更する必要性がない**と判断している※。

※ 近隣府県の状況は以下のとおり。
奈良県・三重県：利用定員×3㎡
和歌山県：利用定員×3.3㎡
大阪府：基本は利用定員×3㎡（支障がない場合は、縮小可）

1. 本県における証明書類関係で原本の提出を求めているケースについて

- 兵庫県では、スマート兵庫戦略に基づき、行政手続きのオンライン化等を推進
- 手続きごとで審査内容などが異なることから、**原本を求めるかどうかは各所管課で判断**（県の統一ルールなし）
- 県への申請のうち、**原本提出を求めている手続き**は、**289件**

【原本提出の内訳 ※R7.10時点】

区分	手続き数
登記事項証明書	161件
各種資格証明書等	125件
住民票	76件
戸籍	33件
所得証明書・ 納税証明書等	33件
定款	13件
印鑑登録証明書	9件
決算書	6件

<書類例（手続き名）>

各種資格証明書等

- ・ 分析責任者の経歴書（温泉成分分析を行う者の登録申請）
- ・ 市町村の長の証明書〔身分証明書〕（指定確認検査機関指定の申請・更新）
- ・ PCB作業従事者講習会修了証（産業廃棄物の処理に係る特例の認定）
- ・ 在学証明書（淡路景観園芸学校 研修料等の免除申請）
- ・ 障害証明書（心身障害者扶養共済制度加入申し込み）
- ・ 勤務証明書（幼保連携認定こども園設置認可申請）
- ・ 配置従事身分証明書（配置従事者の身分証の書換交付申請）
- ・ 販売従事登録証（販売従事登録証の書き換え交付申請）
- ・ 在職証明書（県営住宅の収入の申告の受理）
- ・ 口座振替払申出書（各種手続き）

2. 神戸市・近畿府県での実務経験証明書の原本提出状況

神戸市	滋賀県	京都府	大阪府	奈良県	和歌山県
写しで可	写しで可	原則原本 (原本証明でも可)	写しで可	原則原本 (社会保険加入記録でも可)	写しで可

<対応方針（案）>

規制・手続きの見直し

- 他府県の状況を踏まえるとともに証明書を作成する事業所等の事務負担にも配慮し、**窓口で原本と写しを持参し、原本と相違ないことが確認できる場合は原本を返却し、写しでの提出を可**とするよう、申請受付窓口である各健康福祉事務所へ周知する

(2)-① 障害福祉サービス事業指定申請における実務経験確認方法の見直し

規制の状況

(根拠法令等：(国) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、(国) 児童福祉法 ほか)

- **障害福祉サービス事業を行う事業所等では、サービスの質の向上を図る観点から、サービス利用者の個別支援計画の作成やサービス提供プロセスの管理、他のサービス提供職員に対する技術指導等を行うサービス管理責任者^{※1}や児童発達支援管理責任者^{※2}の配置が義務付けられている^{※3}。**
- **各責任者として事業所で従事するためには、実務経験要件^{※4}と研修修了要件^{※5}を満たす必要があり、事業所を開設する法人が、指定申請時に各要件の確認を受けることが必要とされている。**
- 当該要件の確認のため、県では指定申請の添付書類として、**実務経験証明書(様式)**及び**研修修了証の写しの提出を求めている**。
- なお、サービス管理責任者等の**基礎研修受講開始時に、各実務経験要件を満たしている必要がある**とされている。

※1 サービス管理責任者：障害のある方の一人ひとりの生活環境や障害特性に応じた個別支援計画の作成など、18歳以上の障害のある方を支援対象とし、障害者総合支援法による指定事業所が主な職場となる。

※2 児童発達支援管理責任者：子どもの発達状況や障害特性に応じた個別支援計画の作成など、障害のある子どもを支援対象とし、児童福祉法による指定事業所が主な職場となる。

※3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第50条第1項等や、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第5条第1項による。

※4 実務経験要件：障害者(児)の支援に関する実務経験が、定められた業務内容及び経験年数を満たしていること(相談支援業務：5年以上、直接支援業務：8年以上など)。ただし、児童発達支援管理責任者の場合、高齢者等支援業務の期間を除外した期間が3年以上あることが必要。

※5 研修修了要件：サービス管理責任者研修・児童発達支援管理責任者研修の基礎研修と2年後の実践研修などを修了していること

提案内容

(提案者：兵庫県行政書士会)

- **研修の修了証は県知事名で交付されるものであり、基礎研修受講開始時点で県が実務経験を間接的に確認しているといえることから、実務経験要件の確認書類は研修修了証の写しのみとし、実務経験証明書の提出は不要としていただきたい。**
(本実務経験要件の確認は、所轄庁ではなく、研修実施機関がその責任において行うものであると考える。)
- 上記が困難な場合、実務経験証明書の写し、もしくは写し及び本人や申請者による原本証明等を提出することにより、**実務経験証明書の原本の提出を不要とする取り扱いについて検討いただきたい。**

(2)-① 障害福祉サービス事業指定申請における実務経験確認方法の見直し

対応方針

(所管課：福祉部ユニバーサル推進課)

現行の制度運用を維持

【対応方針の内容】

- 兵庫県が実施する サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者の**基礎研修及び実践研修においては、実務経験証明書の提出までは求めておらず、申請フォームに自己申告で記載させるのみ**である。
- サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者となるのに必要な要件のうち、「研修修了要件」は同一（研修内容は統一されているため）であるが、「**実務経験要件**」が異なるため、基礎研修及び実践研修を受講しているとしても、**サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者のいずれの実務経験を満たしているのかは、事業所の指定申請や変更申請に際して別途確認が必要**である。
- 他府県が実施する実践研修を修了した場合であっても、兵庫県内でサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として**着任可能であるが、この場合も資格要件を満たすかどうかの確認が必要**である。また、他府県が実施した研修の修了時点で実務経験要件を満たしていることが確認できないケースもあった。
- 以上のことから、指定申請時において**実務経験証明書の提出は必要と判断**している。
- なお、実務経験証明書は**過去に偽造があったことから、原則原本が必要**と考えているが、別事業所での勤務時に、**既に県に一度原本を提出している場合等については、写しの提出で足りる**こととしているほか、勤務先事業所の廃止などで**実務経験証明書の発行が難しい場合には、雇用契約書や保険加入記録などの提出により実務経験を認めている**。

令和 7 年度の新たな審議項目

資料目次

凡例（提案内容に対する所管部局等の考え方）	01
審議項目概要	02
県・市町の行政手続の簡素化等に関する事項（2件） . . .	04
国の法令等による規制に関する事項（2件）	08

凡例（提案に対する所管部局等の考え方）

	分類	内容
提案 に対して 対応する もの	規制・手続の見直し	条例、規則等に規定されているルールに問題があると考えられるため、当該ルールそのものを改める必要がある。
	制度内容の明確化	支障の原因が制度内容の分かりにくさにあると考えられることから、当該制度の内容を明確にした上で、周知する必要がある。
	制度内容の周知	制度内容には問題はないが、県民や他の地方自治体が制度の存在を知らないことで支障が生じていると考えられるため、当該制度の周知を徹底する必要がある。
	国へ制度の見直しを要望	法令等に規定されているルールに問題があると考えられるため、国に対してルールの改正を求める必要がある。
	その他	技術的な制約等により直ちに結論を得ることが困難であるため、今後継続的な検討等が必要である。
	現行の制度運用を維持	支障事例の基となるルールに当たったが、現行の制度内容やその運用に合理性があり、当該ルールを見直す必要性が認められない。

令和7年度の新たな審議項目概要

(1) 県・市町の行政手続の簡素化等に関する事項(2件)

提案事項	提案内容	提案に対する所管部局等の考え方
<p>①主任介護支援専門員資格取得にかかる実務経験要件の見直し</p> <p>[提案者：兵庫県地域包括・在宅介護支援センター協議会]</p>	<ul style="list-style-type: none"> 介護支援専門員が主任介護支援専門員の資格を得るためには、主任介護支援専門員研修の受講が必要であるが、同研修受講の前提条件となる「専門研修課程Ⅰ・Ⅱ及び更新研修」の受講に必要な「実務経験期間」について、地域包括支援センターで介護支援専門員以外の職種で予防プラン等の作成を行っている場合は実務経験に含まれないため、この取り扱いの見直しを検討いただきたい 	<p>規制・手続きの見直し</p> <p>専門研修課程Ⅰ・Ⅱ及び更新研修の受講要件について、令和8年度から、地域包括支援センターにおいて社会福祉士等で介護支援専門員資格を有する者が予防プランを作成している場合は、実務経験がある者として要件に加えることとする</p>
<p>②埋蔵文化財の発掘にかかる届出事務の見直し</p> <p>[提案者：関西電力送配電(株)]</p>	<ul style="list-style-type: none"> 埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地を発掘しようとする場合、60日前までに県（受付は各一般市町）・政令市・中核市への届出が必要である。しかしながら、一部市町を除いて電子申請ができないことや、同じ土地でも工事の度に届出が必要となるなど、一般市町を経由する県への届出の場合に、工事着手までに時間を要していることから、電子申請を可能とし、過去に届出があった土地については市町が審査することを検討いただきたい 	<p>(1) 電子申請：その他</p> <p>県から試行的運用を提案し、環境の整った市町より導入されていることから、引き続き各市町へ働きかけていく</p> <p>(2) 市町審査：現行の制度運用を維持</p> <p>過去に届出があった土地であっても、工事毎に埋蔵文化財への影響が異なることから、毎回審査を行う必要があるうえ、専門職員の有無等、一般市町の文化財部局の体制に差異があること等を踏まえ、引き続き県が審査することで、文化財保護体制に一定の水準を担保することができると考えている</p>

令和7年度の新たな審議項目概要

(2) 国の法令等による規制に関する事項(2件)

提案事項	提案内容	提案に対する所管部局等の考え方
<p>①個人事業主の建設業決算変更届における納税証明書類の見直し</p> <p>[提案者：兵庫県行政書士会]</p>	<ul style="list-style-type: none"> 決算変更届の添付書類として、納税証明書が必要であるが、個人事業主の場合、現年の納税証明書が届出期限までに発行されないため、前年の納税証明書の添付を指導されるが、大阪府に倣い、所得税の確定申告書第一表の写しの添付とすることを検討いただきたい 	<p>現行の制度運用を維持</p> <p>建設業法施行規則において、提出書類として「事業税の納付すべき額及び納付済額を証する書面」が明記されている。確定申告書の写しでは納付すべき額や納付済額を証する書面とはいえないことなどから引き続き現行の運用を維持する</p>
<p>②河川区域の引込電線撤去にかかる許可申請方法の見直し</p> <p>[提案者：関西電力送配電(株)]</p>	<ul style="list-style-type: none"> 家屋解体に伴い、河川区域を占用している引込電線を撤去する場合、許可が必要であるが、解体業者の希望期日に対応できないケースがあることから、解体に伴う引込電線の撤去に限り、メールやFAX等により、一報を入れることで撤去を可能とし、申請については事後申請とする取り扱いを検討いただきたい 	<p>現行の制度運用を維持</p> <p>河川区域における工作物の除却は法令で河川管理者の許可を受けなければならないと規定され、県で見直しを行うことは困難。また、メールやFAXによる協議では、河川管理上の支障の有無を判断できないため、不可抗力的な緊急事態に対応する必要がある場合を除き、適切な工事が行われることを審査によって確認することが妥当と考える</p>

(1)-① 主任介護支援専門員資格取得にかかる実務経験要件の見直し

規制の状況

(根拠法令等：(国)介護保険法、(県)主任介護支援専門員研修開催要項、(国)介護支援専門員資質向上事業ガイドライン 等)

- **地域包括支援センター**（以下「センター」という。）は、高齢者の多様なニーズや相談に総合的に対応し、必要なサービスを包括的・継続的に調整する地域の拠点として、市町が設置^{※1}し、保健師、社会福祉士（以下「社会福祉士等」という。）及び**主任介護支援専門員^{※2}の人員配置が義務付けられている^{※3}**。
- 人員配置基準のうち、令和3年度より居宅介護支援事業所の管理者要件が「介護支援専門員」から「主任介護支援専門員」に変更される等、**「主任介護支援専門員」の外部からの人材確保が特に厳しい状況**となっており、**センター内部で主任介護支援専門員を確保していく重要性が増している^{※4}**。
- 「主任介護支援専門員」の資格を得るためには、主に5年以上の実務経験を有する**介護支援専門員が、主任介護支援専門員研修を受講する必要があるが、同研修受講の前提条件となる介護支援専門員専門研修課程Ⅰ・Ⅱ及び更新研修は、介護支援専門員としての「実務経験」が当該研修の受講要件^{※5}となっている。**
- 介護ニーズに対して介護支援専門員が不足する**センターでは、介護支援専門員の資格を有する社会福祉士等も予防プランの作成業務等を分担しているが、本県では、社会福祉士等としての人員配置である限り、当該業務分担期間は受講要件の「実務経験」には含まれず^{※6}、研修受講要件を満たさない。**

※1 介護保険法第115条の46第1項・第2項による。民間の居宅介護支援事業所が要介護1以上の利用者に対して相談やサービスを提供するのに対し、センターは当地域に住んでいる65歳以上の高齢者全員に対して、相談や支援を提供するものとされている。なお、県内に約300のセンターがあり（R7.4.1日時点）、多くが社会福祉法人等への委託により運営。

※2 (主任)介護支援専門員：介護支援専門員（ケアマネジャー）とは、要介護者や要支援者の相談や心身の状況に応じるとともに、ケアプラン（要介護者向けの介護サービス等の提供に係る計画）や予防プラン（要支援者向けの介護予防サービスの提供に係る計画）の作成や市町・サービス事業者・施設等との連絡調整を行う中で、介護支援専門員証の交付を受けた者とされている。専門員証の有効期間は5年間で、更新する場合、各種の更新研修の受講が必要である。（主任介護支援専門員とは、他のサービスを提供者との連絡調整や他の介護支援専門員に対する助言、指導等を行う者とされている）

※3 介護保険法第140条の66第1項による。

※4 令和3年度より居宅介護支援事業所の管理者が「主任介護支援専門員」であることが必要とされ、令和3年3月31日時点で管理者となっている者は、引き続き管理者を続けることができる経過措置が設けられているが、当該経過措置も令和9年3月31日までとされている。

※5 介護支援専門員資質向上事業ガイドライン（令和5年4月版）（厚生労働省）による。

※6 県作成「介護支援専門員資格の更新について」において、「地域包括支援センターにおいて介護支援専門員以外の職種で予防プラン等の作成を行っている場合は、実務経験に含まれません」と記載している。
なお、和歌山県や神奈川県では上記のような場合に実務経験に含める取り扱いを行っている。



(1)-① 主任介護支援専門員資格取得にかかる実務経験要件の見直し

提案内容

(提案者：兵庫県地域包括・在宅介護支援センター協議会)

- 今後も不足が見込まれる介護人材を有効活用し、円滑な主任介護支援専門員の確保など持続可能なセンター運営に向け、センターにおいて、介護支援専門員の資格を有する社会福祉士等が予防プランの作成等介護支援専門員の業務を行う期間について、「介護支援専門員専門研修課程Ⅰ・Ⅱ及び更新研修」の受講要件である「実務経験」に含める取り扱いとしてもらいたい。

対応方針

(所管課：福祉部高齢政策課)

規制・手続の見直し

【対応方針の内容】

- 国のガイドラインでは、主任介護支援専門員研修受講の前提で受講する必要がある専門研修課程Ⅰ・Ⅱ及び更新研修の対象は、「原則として、介護支援専門員としての実務に従事しているもの」とされている※。
- これまで、本県では、介護支援専門員の実務について、介護支援専門員の専門性の担保を重視する観点から、センターにおいて介護支援専門員以外の職種で予防プランの作成を行っている場合は実務経験に含めていなかった。
- 一方で、介護支援専門員資格を有する社会福祉士等がセンターで予防プランの作成に携わっている状況は、介護支援専門員が事業所で予防プランを作成している状況と変わらず、他県では社会福祉士等としてセンターに配置されている者でも、現に予防プランを作成している者は、実務経験がある者として認めている例もある（神奈川県、和歌山県等）。
- このため、専門研修課程Ⅰ・Ⅱ及び更新研修の受講要件について、本県においても令和8年度から、センターにおいて保健師や社会福祉士等で介護支援専門員資格を有する者が予防プランを作成している場合は、実務経験がある者として要件に加えることとする。

※ 介護支援専門員資質向上事業ガイドライン（令和5年4月版）（厚生労働省）による。

(1)-② 埋蔵文化財の発掘にかかる届出事務の見直し

規制の状況

(根拠法令等：(国)文化財保護法、(県)兵庫県遺跡地図、(県)兵庫県埋蔵文化財取扱要綱 等)

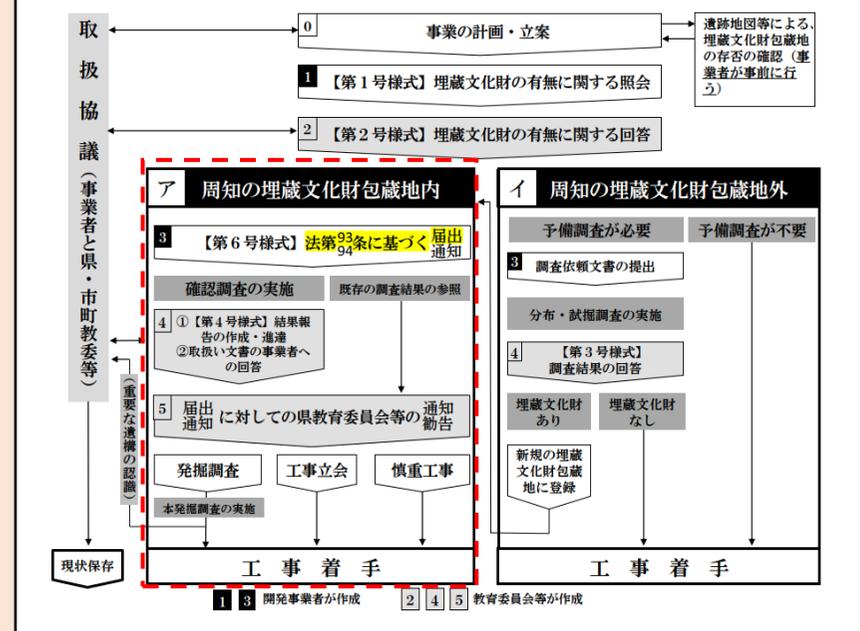
- **埋蔵文化財は**、国や地域の歴史、文化の理解に不可欠な財産であり、**適切な保護・活用が求められる**が、一方で土地利用も所有関係に基づき尊重されるべきものであり、**埋蔵文化財の保護と土地利用を整合させる調整が必要**とされている。
- 文化財保護法（以下、「法」という。）において、**土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地を発掘しようとする場合**、60日前までに県又は政令市の教育委員会に**届出が必要**である（保護上、特に必要があれば発掘調査の実施等の指示が可能）※1。
- 埋蔵文化財の状況は地元市町が最も現状を把握していることから、中核市に対しては届出事務（＝届出受理から審査まで一連の事務）の権限を移譲している。また、審査体制の整っていない**それ以外の市町**（以下、「一般市町」という。）**では**、県が示した手引きに基づき、**窓口事務（届出受理及び意見を付し県へ進達）を行っている（届出の適否は県で審査）**※2。
- しかしながら、一部市町を除いて**電子申請ができない**※3ことや、同じ土地でも工事の度に届出が必要となるなど、**一般市町を経由する県への届出の場合に、工事着手までに時間を要している。**

※1 法第93条（届出・発掘調査等の指示）、法第184条第1項第6号・法施行令第5条第2項（国から都道府県・政令市教育委員会への権限移譲）による。なお、ここでの「発掘」は「土地の掘削」を指す。

※2 県から中核市への権限移譲：教育委員会の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例による。
県から一般市町への事務の依頼：兵庫県埋蔵文化財取扱要綱第13条による。

※3 加古川市、福崎町のみメールによる提出が可能

【埋蔵文化財にかかる事務手続きフロー（「兵庫県遺跡地図」より）】



提案内容

(提案者：関西電力送配電株式会社)

- 当該届出事務に関して、**以下(1)・(2)が可能となるよう、事務の見直しを検討いただきたい。**
 (1) **電子（メール等）による届出** (2) **過去に届出があった土地の場合、市町が審査し、審査時間を短縮**

(1)-② 埋蔵文化財の発掘にかかる届出事務の見直し

対応方針

(所管課：兵庫県教育委員会事務局文化財課)

- (1) 電子申請：その他
- (2) 過去に届出があった土地の場合、市町が審査：現行の制度運用を維持

【対応方針の内容】

(1) 電子申請

- 令和6年5月に県主催の会議において、県から電子申請の試行的運用を提案し、市町のデジタル環境や情報セキュリティには差異があることから、環境の整った市町より導入を開始したところである。引き続き電子申請の導入を各市町へ働きかけていく。

(2) 市町審査

- 過去に届出があった土地であっても、掘削工事ごとに埋蔵文化財への影響が異なることから、埋蔵文化財の適切な保護のためには、毎回審査を行う必要がある。
- 埋蔵文化財専門職員が常に配置されていない等、一般市町毎に文化財部局の体制に差異があり、主体的に判断可能な体制が確保されていないことや、県内の一般市町間で審査の程度や期間にばらつきが出た場合に、市町が開発事業者から無用の責めを負うことが懸念される。また、埋蔵文化財の性質上、一度損壊してしまうと再現できないため、常に慎重な対応が求められる。これらの状況を踏まえて、引き続き県が審査することで、文化財保護体制に一定の水準を担保することができると考えている（現状においては一般市町から権限移譲の要望は聞いていない）。
- なお、法は、着工日から60日前の届出を義務づけ、届出の処理や指導事項の判断期間として60日を確保しているが、（埋蔵文化財の保護上支障がない場合は）平均1か月で処理を完了しており、早期の審査に努めている。

(2)-① 個人事業主の建設業決算変更届における納税証明書類の見直し

規制の状況

(根拠法令等：(国) 建設業法、(国) 建設業法施行規則、(県) 兵庫県建設業許可申請等の手引)

- 建設業法では、**毎事業年度経過後4月以内に届出を必要とする書類について規定**しており、知事の許可を受けている建設業者については、決算変更届の添付書類として、**事業税の納付すべき額及び納付済額を証する書類の提出が必要**と規定されている※¹。
- **個人事業主の場合**は、税法上、**12月が決算月**となり、4か月後の**4月30日**が届出期限となる。
- しかしながら、**届出対象年の事業税納税証明書は8月頃まで発行されないことから**※²、**県では実務上、対象年の前年の納税証明書の添付を指導**しているが、**他の書類と時点が整合していない状況**にある。
- **隣県の大阪府では**、個人事業主の場合は**所得税の確定申告書第一表の写しの添付を指導**している。

※¹ 建設業法及び同法施行規則により、以下のとおり規定されている。

- ・ 許可に係る建設業者は、毎事業年度終了の時ににおける第6条第1項第1号及び第2号に掲げる書類その他国土交通省令で定める書類を、**毎事業年度経過後4月以内に**、国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。(建設業法第11条第2項)
- ・ 法第11条第2項の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。
 - 一～二 (略)
 - 三 国土交通大臣の許可を受けている者については、法人にあっては法人税、個人にあっては所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書面
 - 四 都道府県知事の許可を受けている者については、**事業税の納付すべき額及び納付済額を証する書面** (建設業法施行規則第10条第1項第4号)

※² 個人事業税の課税時期が、事業年度の翌年8月であることから、8月中旬までは県税事務所において、事業税の納税証明書は発行されない。

提案内容

(提案者：兵庫県行政書士会)

- 大阪府に倣い、**前年の納税証明書の添付に代えて、所得税確定申告書第一表の写しを添付することとしていただきたい。**

(2)-① 個人事業主の建設業決算変更届における納税証明書類の見直し

対応方針

(所管課：土木部契約管理課)

現行の制度運用を維持

【対応方針の内容】

- 建設業許可は、建設業者として事業の継続性・健全性の維持を条件に付しており、そのため、定期的に財務状況や法令遵守状況の確認を行っている。
- **本件は建設業法施行規則第10条により「事業税の納付すべき額及び納付済額を証する書面」として明記**されており、納税証明書の提出を求めている。
- 確定申告書で申告する税の種類には、(1) 所得税(国税)、(2) 復興特別所得税(国税)、(3) 住民税(地方税)、(4) 事業税(地方税)があるが、そのうち(4) 事業税については、確定申告書の内容をもとに課税するものであり、後日、都道府県からの納税通知書送付後に納付が可能である。
- そのため、**確定申告書自体では納付が確認できるものではなく、納付済額を証する書面とはいえない**と考えている。
- **納税証明書は、建設業者が税務上の納税義務を果たしているかを示す一つの指標として、毎年求めている書類**であり、**必ずしも決算の対象年に対応している必要はない**ことから、**引き続き現行の運用を行っていく**※。

※ 納税証明書類における、他都府県の取り扱いは、以下のとおり。

- ・ 本県と同様の取り扱いをしている自治体(滋賀県・京都府・奈良県・和歌山県)
 - ・ 本県と一部異なる取り扱いをしている自治体(東京都：基本事業税の納税証明書であるが、発行されない場合、代用として所得税(国税)の納税証明書(税務署発行))
- なお、国(国土交通大臣許可)の場合は、建設業法施行規則第10条第1項第3号により、所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書面の提出が必要と規定されている。

(2)-② 河川区域の引込電線撤去にかかる許可申請方法の見直し

規制の状況

(根拠法令等：(国) 河川法、(国) 河川法施行規則、(県) 河川管理規則)

- 河川は公共用物として、広く利用可能なものであるが、防災や保全等と利用の両面で調和を図りながら、総合的に管理する必要があり、河川の利用にあたって、使用の目的・方法・期間等について一定の行為の禁止・制限が行われている。
- 河川法において、河川区域内の土地を占有しようとする場合や、河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする場合は、河川管理者の許可を受けなければならないと規定されている※¹。
- 河川区域を占有(河川区域上空を通過)している家屋への引込電線を撤去する場合も許可申請が必要となり、申請書や図面の作成から許可まで約1～2か月を要するが、家屋の解体については、提案者への連絡前に既に解体業者が解体を始めているケースや、工期設定が短いケース(前日又は数日前など解体工事着手直前に提案者へ連絡があり、工事自体も短期間で終える等)があり、提案者において解体業者の希望期日で対応できないケースが発生している※²。
- 突発的な事案では、所管土木事務所の担当者に直接相談に赴き、緊急対応を依頼するケースがあり、相互に負担が発生している。

※1 河川法第24条・第26条による。

※2 提案者としても、解体業者に対して必要な工期設定を行うよう依頼しているが、聞き入れない解体業者も多く、解体日までに撤去しなければ引込電線を切断しておく旨を示唆されたり、解体業者によって無断で切断されていた等のケースが実際に発生している。このため、2次災害防止の観点から、提案者において、申込みのあったものについては、なるべく希望納期に応える対応を余儀なくされている現状がある。

なお、提案者HPにおいても「建物の解体を予定されているお客さまへ」と題し、解体業者に対して以下の文面により、適切な工期設定及び事前連絡を行うよう注意喚起している。

- ・ 建物を解体される場合、電気の引込線および電力量計を撤去する必要があります。
- ・ 解体日までに電気の引込線および電力量計を撤去致しますので、解体日の2週間前までに、関西電力送配電へご連絡をお願い致します。
- ・ 設備施設状況や各種法令手続きにより、撤去工事に長期間要する場合がございます。

(国道・河川・鉄道付近等申請(許可)が必要な工事については、3～4か月程度の所要日数(目安)がいることをあわせて掲示している。)

提案内容

(提案者：関西電力送配電株式会社)

- 家屋解体に伴う河川区域内の引込電線の撤去に限り、メールやFAX等の手段により、所管土木事務所へ一報を入れ、許可申請については事後申請を可能としてもらいたい(新築や改築等の場合は現行どおり事前の許可申請を行う)

(2)-② 河川区域の引込電線撤去にかかる許可申請方法の見直し

対応方針

(所管課：土木部河川整備課)

現行の制度運用を維持

【対応方針の内容】

- 河川区域における占用工作物の新築・改築・撤去には河川法の許可が必要であり、その申請書の様式については同法施行規則でそれぞれ定められているが、いずれも 本県が独自で設けている規制ではないことから、県で見直しを行うことは困難である[※]。
- メールやFAXによる協議では、該当の工事が河川管理施設等に及ぼす影響を詳細に確認することが困難であり、河川管理上の支障の有無を判断することができない。
- 漏電や故障等、不可抗力的な緊急事態に対応する必要がある場合は、審査期間を経て許可することは適切ではないため、取り急ぎ 必要な工事内容を所管の土木事務所に伝え、許可申請は事後に受け付けることも可能と考えられるが、ご提案の状況は不可抗力的な緊急事態に該当するとは言えず、適切な撤去工事が行われることを審査によって確認することが妥当である。

※ 河川法第26条、河川法施行規則第15条及び別記様式第8の(甲)及び(乙の4)による申請書